

現在の位置： [ホーム](#) > [暮らしの情報](#) > [学ぶ](#) > [犬山市の教育](#) > 犬山市立の中学校に勤務する教員の非違行為について

## 犬山市立の中学校に勤務する教員の非違行為について

ページ番号1009857

更新日 令和5年6月14日

市内の中学校において、勤務する教員が生徒に対して「わいせつ行為」を行ったという事案が発生しました。生徒、保護者をはじめ、市民の皆様方に多大なご迷惑とご心配をおかけし、心より深くおわび申し上げます。今後、このような事案が起きないように、再発防止に努めてまいります。

**発生日** 令和5年6月1日（木曜日）

**発覚日** 令和5年6月6日（火曜日）

**非違行為の内容** 生徒に対するわいせつ行為

**加害教員** 40代男性教諭

**被害生徒** 男子生徒

### 経緯

- 6月1日（木曜日）の授業後、40代男性教諭から男子生徒が無人の教室で声をかけられ、「キスをする」「股間を触る・触らせる」というわいせつな行為を受けた
- 6月6日（火曜日）の授業後、当該教諭から当該生徒が再び声をかけられたが応じず、午後3時40分頃、学年主任に相談した
- 校長・教頭・学年主任による生徒からの聞き取り終了後、午後4時20分頃、直ちに校長、教頭が当該教諭に事実確認を行い、わいせつ行為を行ったことを認めたため、午後4時30分頃、校長が犬山市教育委員会に報告
- 校長は教育長より指示を受け、午後4時35分頃、犬山警察署に連絡し、警察から当該教諭を校内に待機させるよう指示を受ける
- 午後5時頃に来校した警察官が教頭・学年主任に事情聴取
- 午後5時30分頃、当該教諭は警察官に付き添われて犬山警察署へ向かい、事情聴取を受ける
- 犬山市教育委員会より愛知県教育委員会尾張教育事務所に第一報を入れる
- 午後5時50分頃、校長と担任が被害生徒宅に家庭訪問し謝罪と経緯説明
- 6月7日（水曜日）午前8時30分、当該校より市教育委員会を通じて、尾張教育事務所へ非違行為に関する速報を提出する
- 教育長が市長・副市長に報告
- 午前9時、小中学校校長会を開催し、当該校長より概要説明を行う。教育長より、今回の事案が市内の学校で起きたことを全職員に伝えるとともに、わいせつ事案及び非違行為防止に向けて、あらためて周知徹底を行うよう全小中学校長に指示する

- 6月9日（金曜日）当該校からの要請を受け、市教育委員会が尾張教育事務所を通じて県教育委員会に、生徒の心のケアのため、客観的・専門的な立場からの支援を行うスクールカウンセラースーパーバイザーの配置を要請する
- 6月12日（月曜日）から該当校が教育相談を実施し、全職員で生徒の心に寄り添い、声を聴くよう全職員に周知
- 6月13日（火曜日）市教育委員会より、当該教諭に聞き取り調査を行う
- 6月14日（水曜日）午後6時より、当該校において臨時の保護者説明会を開催
- 6月14日（水曜日）午後7時より、犬山市役所で記者会見を実施する

## 添付ファイル

[記者会見時の配布資料（PDF 201.9KB）](#)

### このページに関するお問い合わせ

教育部 学校教育課

電話:0568-44-0350 犬山市役所 本庁舎3階